

## 仕様書

### 1. 調達概要

- (1) 件名 令和8年度 公演記録映像収録等業務（本館・演芸場）
- (2) 内容 公演記録映像収録等業務
- ① 公演記録映像収録業務
  - ② 公演記録映像収録設備運用業務
  - ③ 公演記録映像編集業務
  - ④ 公演記録映像収録設備保守管理業務
  - ⑤ 公演記録収録用機材の貸出
- (3) 履行場所
- ① 再整備期間中の代替劇場
  - ② 東京都千代田区隼町4番1号 国立劇場構内  
国立劇場本館3階AV室及びシステム室、並びに関係場所
  - ③ 再整備期間中の代替AV室及びシステム室、並びに関係場所
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行代金の請求・支払
- ① 履行代金の請求は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）伝統芸能情報センター調査資料課（以下「調査資料課」という。）に提出された月次の業務完了報告書（書式任意）を確認した後、各業種の契約代金額（単価）に員数及び日数を乗じて得た額並びに借用する収録用機材又は機材運搬作業の契約代金額（単価）に機材の数量又は運搬回数を乗じて得た額の合計額、に消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等額」という。）を加算した金額を請求するものとする。請求書は調査資料課に送付するものとする。なお請求書には消費税等額を明記する。
  - ② 履行代金の支払は、振興会財務部財務課から、上記①の方式で作成された請求書を受領後30日以内に、月次の対価として支払うものとする。

### 2. 作業の概要

- (1) 包括的要件
- ① 本調達は、振興会が再整備期間中に国立劇場（大・小劇場）・国立演芸場（国立演芸資料館）の代替劇場において行う公演記録映像収録等に関わる業務（以下「本業務」という。）を委託するものである。
  - ② 本業務の遂行には、（2）技術的要件に示すとおり、従事者相互の緊密な連携が不可欠であることから、継続的に連携して同様の業務を遂行している従事者で構成することを求める。その確認のため、受注者は別紙1「業種別従事者職歴表」

を振興会に提出するものとする。

- ③ 本業務の従事者は、次のいずれかに該当する者により構成すること。
  - ア. 受注者に期間の定めなく雇用されている者
  - イ. 過去1年を超える期間について、引き続き受注者に雇用されている者
  - ウ. 採用時から1年を超えて引き続き受注者に雇用されると見込まれる者
  - エ. 上記ア～ウに該当しない場合であっても、同等の技能を有し、従事者相互の緊密な連携が取れると認められる者
  - オ. 受注者と継続的な取引関係のある事業者に雇用される者であって、上記ア～エの者と同等の技能又は業務経験を有し、従事者相互の緊密な連携が取れる認められる者（ただし、当該事業者への再委託について振興会が事前に承諾した場合に限る）
- ④ 本業務は、原則として振興会が主催する公演を行う代替劇場、国立劇場施設、及び再整備期間中の代替施設内で行うこととする。
- ⑤ 業務の範囲
  - 本業務に関わる公演記録とは、振興会で開催する次の公演について、演技及び演出を映像等により保存することを目的とする。
  - ア. 雅楽、声明、能、狂言、文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能等の伝統芸能を公開する事業に関わる公演（以下「主催公演」という。）
  - イ. 文化庁、その他から振興会が受託した事業
  - ウ. 振興会が実施する伝統芸能の演技・演奏等を収録する事業
- ⑥ 本業務における業種（公演記録映像収録業務、公演記録映像収録設備運用業務、公演記録映像編集業務、公演記録映像収録設備保守管理業務）は、⑤のア、イ、ウに掲げる公演及び事業に関して行う公演記録映像収録用仮台本作成、公演記録映像収録用機器の設置撤去、テスト収録・本番収録及び公演記録映像編集等の関連機器操作、それらの機器を正常に稼働させるための包括的保守管理などの作業をいう。本業務において操作する主要な設備、機器類及び業種の内容等については、（2）技術的要件を参照のこと。

## （2）技術的要件

- ① 本業務において操作する主要な機器類は次のとおりである。本業務の履行に当たり、以下のア. は、振興会が受注者から借用するものとし、イ. ～ゾ. は振興会が用意するものとする。借用する収録用カラーカメラ装置をはじめとする一部機材およびそれに付随する機器については、代替劇場に合わせて借用、準備することとする。
  - ア. 収録用カラーカメラ装置（代替劇場に合わせて借用する。要件は⑦に記載）
  - イ. 記録装置（XDS-PD1000/A、PMW-RX50）
  - ウ. 入出力用インターフェース（Avid Artist | DNxIQ）

エ. 編集機 (MEDIA COMPOSER PREPETUAL、PRECIS  
ION 5820含む)

オ. 外部ストレージ装置 (EP106TB3-4T06、EP106M4T72)

カ. LTOテープ装置 (LT70H)

キ. XDCAMドライブ (PDW-U4)

ク. SXSメモリーカードリーダー (SBAC-US30)

ケ. テロップ作成装置 (TELOP CANVAS4 FOR MEDIA COMPOSER、PRECISION3640含む)

コ. DVDレコーダー (DMR-BR670V型)

サ. ブルーレイディスクレコーダー (DMR-RX4000R型)

シ. HDCAMレコーダー (HDW-M2000型)

ス. DVCA Mレコーダー (DSR-1500A型)

セ. DVCPROレコーダー (AV-D350型)

ソ. VHSレコーダー (SR-HD2700型)

② 本業務従事者は、①に掲げる機器類および借用する機材について、本業務遂行に必要な知識を有し、かつその操作に習熟していること。

③ 国立劇場の代替劇場の公演記録業務に従事する者は、雅楽、声明、文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能等伝統芸能の舞台芸術の映像収録に関し、専門的知識（伝統芸能固有の演技・演出、伝統芸能固有の舞台各部の名称及び構造等についての知識等）を有し、再録のできない本番1回のみの映像等の収録に対応できる技術と経験を有すること。また、ライブ配信による映像中継が行われる場合には、同様の条件で対応できる技術及び経験を有すること。また代替劇場での収録において、各劇場の異なる条件・収録形態（常設カメラ及びスタジオ、中継車、キャリング、ENG、デジ等を含む）に対応できる技術と経験を有すること。

④ 国立演芸場の代替劇場の公演記録業務に従事する者は、落語、講談、浪曲、漫才、太神楽、奇術等伝統芸能のうち大衆芸能の舞台芸術の映像収録に関し、専門的知識（大衆芸能固有の演技・演出やその名称等の知識等）を有し、再録のできない本番1回のみの映像等の収録に対応できる技術と経験を有すること。また、ライブ配信による映像中継が行われる場合には、同様の条件で対応できる技術及び経験を有すること。また、代替劇場での収録において、各劇場の異なる条件・収録形態（常設カメラ及びスタジオ、中継車、キャリング、ENG、デジ等を含む）に対応できる技術と経験を有すること。

⑤ 業種による作業

公演記録に関わる本業務の業種による作業は、原則として下表のとおりである。

業種	設営	下見	テスト	本番	運用	編集	保守
公演記録映像収録業務	○	○	○	○	—	—	—

公演記録映像収録設備運用業務	□	－	□	□	○	□	－
公演記録映像編集業務	－	－	－	－	□	○	－
公演記録映像収録設備保守管理業務	□	－	－	－	□	－	○

注1. 記号○、□、－は各業種従事者の有無を表わす。

注2. ○は、該当業種従事者が全員従事する。

注3. □は、必要に応じて従事する。

(i) 公演記録映像収録業務に関わる従事者の作業

- ア. カメラマンの中からチーフカメラマン1名を選任する。チーフカメラマンは下見に参加し、公演記録映像収録用仮台本に基づいて本番の撮影のための打合せを行うこと。
- イ. テスト収録及び本番収録において、他の従事者と密接な連携をとって、適切な撮影を行うこと。

(ii) 公演記録映像収録設備運用業務に関わる従事者の作業

- ア. 公演収録データを編集機ストレージに取り込むこと。
- イ. 調査資料課担当者の作成したテロップ原稿をもとに、公演記録に関するテロップを作成すること。
- ウ. 必要に応じて、完成版（完パケ）となった映像ファイルを以下の各媒体へ複製すること。

保存用媒体：LTO-7、HDD

視聴用媒体：BD、DVD

- エ. 音声収録業務請負者が実施するプレビュー時のVTR操作等、公演記録完成版（完パケ）作成に必要な映像収録機器の操作を行うこと。
- オ. 収録・編集時に使用する各媒体の管理・フォーマットを行うこと。
- カ. 調査資料課担当者の指示に従い、過去の公演記録の複製を行うこと（民生機等でのダビングを含む）。

(iii) 公演記録映像編集業務に関わる従事者の作業

- ア. 公演記録の完成版（完パケ）作成のための編集業務を行うこと。収録した映像素材をスイッチングし、不要部分の削除やテロップの挿入等を行うこと。
- イ. 編集した映像ファイルをプレビュー用媒体へ複製すること。
- ウ. 完パケとなった映像ファイルを以下の各媒体へ複製すること。

保存用媒体：LTO-7、HDD

視聴用媒体：BD、DVD

- エ. 編集機ストレージ内の完パケデータについて、必要に応じてデータ削除を行うこと。

(iv) 公演記録映像収録設備保守管理業務に関わる従事者の作業

- ア. 公演記録映像収録設備を構成する各機器の定格性能を保持するため、電気的特性等につき、次のとおり点検を実施し、正常に動作するか確認すること。
- a. ①の各機器の動作点検
  - b. ①の各機器の入出力部点検
  - c. ①の回線の接点点検
- イ. 公演記録映像収録設備全体として良好な状態で動作するよう、総合調整を行う。
- ウ. ア. 及びイ. の点検、調整に際し、老朽化等により早晩障害が発生するであろうと見込まれる場合は、振興会と協議のうえ、必要な予防措置を講じること。
- エ. ア. 及びイ. の点検、調整に際し、公演記録映像収録設備の作動に影響しかねない異常、劣化等が判明した場合は、振興会と協議のうえ、軽微な補修作業も含めて必要な措置を講じること。
- オ. 必要な測定機器類は、受注者がこれを用意すること。
- カ. 公演記録映像収録設備の全部または一部を変更、更新した場合、受注者は変更、更新を反映した保守管理用系統図を作成のうえ振興会に提出すること。
- キ. 障害発生時は次の通り対応すること。
- a. 公演記録映像収録設備に運用上の障害が発生したときには、振興会から受注者に障害発生を通知する。
  - b. 受注者は、障害発生通知を受けたときには、振興会に技術者を派遣する等速やかに復旧作業に着手すること。
  - c. 障害発生時の対応は、原則平日の9時30分から18時15分までの間に速やかに対応することとするが、公演記録映像が収録できない等、重大な障害が発生した場合には、上記以外の時刻または、土・日・祝日等であっても振興会は障害発生を通知することとする。その際、受注者は可能な限りの対応を行うこと。
  - d. 障害発生にあたり、受注者は速やかに復旧に努めることとするが、障害発生の原因について必ず調査、検証、分析を行い、その結果を振興会に報告すること。
- ク. 振興会の要請に応じ、公演記録映像収録設備の運用全般について支援すること。
- ケ. 作業完了報告書日報及び補助ノート（任意書式）に作業内容を記述のうえ、振興会に提出すること。
- コ. その他、必要な場合には、振興会と書式・内容等協議のうえ、報告書を

作成し、報告すること。

サ. 振興会の施設、設備及び備品等に異常や損傷を認めたときは、速やかに振興会に報告すること。

#### ⑥ 業種による要件

ア. 公演記録映像収録業務に関わる従事者の要件

カメラマンは、②及び履行場所に応じて必要な③又は④のほか、次の要件を満たすこと。

a. カメラ操作を担当し、調査資料課担当者の指示に従い、適切な映像を撮影する技能を有すること。

b. 放送用カメラのカメラマンとして、直近5年以上の経験を有する、又は同等の技能を有すること。カメラ操作について撮影に支障のない優れた技能を有すること。

・国立劇場の代替劇場におけるカメラマンは、劇場等において、3台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有し、出演者の見得や登退場といった動作及び暗転、盆回し、浅葱幕ふりかぶせといった舞台転換等を含めた全体の舞台進行に対応し、迅速なカメラ操作によって適切な構図で撮影する技能を有すること。

・国立演芸場の代替劇場におけるカメラマンは、演芸場等において、2台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有し、出演者の登退場や舞台全体の進行に対応し、迅速なカメラ操作によって適切な構図で撮影する技能を有すること。

イ. 公演記録映像収録設備運用業務に関わる従事者の要件

公演記録映像収録設備運用業務従事者は、②及び履行場所に応じて必要な③又は④のほか、次の要件を満たすこと。

a. 業務を遂行するのに充分な映像収録経験を有すること。

b. 放送用カメラの特性やその操作性について習熟した技能を有すること。

c. 公演の内容を理解し、その制作意図に沿った映像を構成する技能を有すること。

d. 公演記録映像収録業務の特殊性を認識し、業務遂行に当たり、他業種との連携を理解していること。

ウ. 公演記録映像編集業務に関わる従事者の要件

公演記録編集業務従事者は、②及び履行内容に応じて必要な③又は④のほか、次の要件を満たすこと。

a. 本業務に不可欠なコンピューターソフトウェア及びコンピューター本体について十分な知識を有し、かつその操作に習熟していること。

エ. 公演記録映像収録設備保守管理業務に関わる従事者の要件

公演記録映像収録設備保守管理業務従事者は、②のほか、次の要件を満たすこと。

- a. 放送局設備もしくはそれに準じる設備における映像系統の信号、音声系統の信号及びそれらの制御系信号に関わる専門知識とそれらの保守を実施できる技術力を有していること。
- b. 映像システム系統図等の読解が可能で、自ら作成ができること。

⑦ 公演記録収録における借用機材の要件

公演記録収録において要する下記の機材又は同程度の性能を持つ機材を借用、準備すること。ただし、収録劇場に不適格な場合は、振興会と協議して変更すること。

- ア. 収録用カメラ : P X W-X 4 0 0 (公演により台数が異なる。)
- イ. レンズ : C J 2 4 e × 7. 5 B (カメラと同数)
- ウ. 三脚 : V i d e o 2 0 (カメラと同数)
- エ. カメラアクセサリー : Z S D-3 8 0, F P D-4 0 0 D, F-5 A (カメラと同数)
- オ. ケーブル : B N S ケーブル, X L R キャノンケーブル (必要数)

その他、収録に必要な備品

貸出機材等の設置・運搬

⑧ その他

公演記録映像収録業務従事者は、業務の実施に際し、カメラ等必要機材の運搬、設置、回線敷設、調整等を原則として業務開始 1 時間前までに行うこと。ただし、公演毎に準備可能な時間等が異なるため、詳細については調査資料課担当者に確認すること。また業務終了後は、これらを撤去し、原状に復すること。

(3) 本業務の発注等に関する要件

- ① 本業務の従事者の業種別の勤務日程及び要員数並びに借用機材の数量及び回数は、原則として別紙2「令和8年度代替劇場記録日程人数・借用機材数(予定)」に基づくこと。
- ② 公演の詳細については直前まで変更が生じるため、月毎のポスト数及び機材の借用数について、前月20日までに調査資料課担当者と相談の上、決定すること。また、ポスト数及び機材の借用数決定以降に変更が生じた場合も対応すること。
- ③ 天災地変、紛争、事業所の火災等による罹災に起因した施設、設備、機器の損壊等、又はその他の事由により緊急に業務の内容を変更・中止する必要が生じたときには、振興会と協議の上、対応すること。
- ④ 業務時間は、原則として9:00～22:00の間とすること。

### 3. 経費の負担

- (1) 振興会は本業務の実施場所以外で当該作業にかかる作業を行う必要が生じた場合は、旅費・宿泊費から構成される出張旅費について振興会が別に定める金額を負担する。ただし、当該出張業務においても労働関係法令上の補償費は受注者が負担する。
- (2) 受注者は契約開始時の業務の引継ぎ及び終了時の引き渡しにかかる経費を負担する。
- (3) 機材運搬における駐車場代等、振興会が必要と認めた経費について受注者が立て替え、諸経費として請求する（別紙3「劇場別駐車場料金想定表」参照）。

### 4. 安全の確保

受注者は本業務の従事者に対して、労働基準法、労働組合法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、社会保険諸法令その他関係法令に定められた自己の事業主として全責務を負い、振興会に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

### 5. 責任者の選任及び責務

- (1) 選任  
受注者は従事者の中から責任者を1名選任して振興会に報告すること。振興会は責任者を通じて業務の委託及び連絡調整を行うものとする。
- (2) 責務  
上記（1）において選任された責任者は、自らも業務にあたるとともに、以下の責務を負うものとする。
  - ① すべての従事者を代表して業務及び労務管理を統括すること。
  - ② 本業務履行に関する振興会との連絡、調整、報告を行うこと。
  - ③ 本業務履行場所において事故、災害等が発生した場合、その原因究明に協力すること。
  - ④ 責任者が不在の場合は、予め選任した従事者が代理者として責任者の職務を代行すること。

### 6. 本業務履行にあたっての心得

- (1) 本業務従事者は、以下の点に留意すること。
  - ① 火災、盗難、事故等の予防に万全を期すこと。

- ② 代替施設での開場後のロビー、客席等劇場内での作業があるため、作業着等を着用し、身だしなみに注意すること。
- ③ 観客等利用者に話しかけられたときは、丁寧に応対し、必要に応じて調査資料課担当者もしくは振興会職員等に連絡すること。
- ④ 本業務従事中は、所属及び氏名を明示した名札並びに振興会が指定する入館票を常に着用すること。
- ⑤ 振興会の施設、設備及び備品等の取扱いについては、留意のうえ適正に使用すること。
- ⑥ 業務上、代替劇場の施設、設備及び備品等を使用するときは、事前に申告すること。また、使用後は原状に復すること。
- ⑦ 業務上、施設、設備及び備品等を使用するときには、事前に申告すること。また、使用後は原状に復すること。
- ⑧ 施設、設備及び備品等に異常や損傷を認めたときは、速やかに調査資料課担当者へ報告すること。

#### （2）防災及び非常時の対応

- ① 施設、設備及び備品等の取扱いについては、常に危険防止及び防災に努め、安全に留意して業務に従事すること。
- ② 指定された場所以外で喫煙しないこと。
- ③ 火気の取扱いには十分注意し、終業時には火気の点検及び消火を徹底すること。
- ④ 天災地変又は火災等が発生したときは、直ちに連絡・通報し、初期消火に協力すること。また、公演記録のために設置したカメラ等の設備・備品を速やかに撤去する等危険回避に努めること。特に、劇場ロビー、客席周辺については、観客の避難・誘導、消火活動等の妨げにならないよう特段の配慮をすること。また、自ら避難する際には施設ごとに定められた避難経路、誘導方法等に従って避難すること。

#### （3）守秘義務

履行中はもとより契約完了後においても、従事者は本業務において知り得た守秘事項にかかる一切の情報等を、本業務の遂行以外の目的に利用してはならない。

### 7. 損害賠償

- #### （1）受注者は、自らの責に帰すべき事由により、以下の損害等を与えた場合には、賠償責任を負うものとする。
- ① 施設、設備及び備品等に重大な損害を与えた場合
  - ② 正常な公演の上演を妨げ、速やかな復帰・継続が困難となった場合

- ③ 出演者、舞台関係者及び観客等を死傷させた場合
- (2) 振興会は自らの責に帰すべき事由により、受注者が業務を履行することが不可能となり、かつ受注者に損害を与えた場合に限り、委託代金の全部又は一部を補償するものとする。

## 8. 代行の禁止

受注者は、文書による振興会の事前承諾なしに本業務を第三者に代行又は受託させではならない。

## 9. 契約の終了

- (1) 受注者は、本業務にかかる契約が満了又は失効した際には、次の受注者が円滑に本業務を引き継ぐことができるよう努めなければならない。
- (2) 上記(1)において、受注者は速やかに自己の所有物を撤去しなければならない。  
ただし、本業務の引き渡しに必要な物品等についてはこの限りでない。

## 業種別従事者職歴表

担当職種	氏名	経験年数	主たる業務実績
カメラマン			
公演記録映像収録設備運用業務従事者			
公演記録映像収録業務従事者			
公演記録映像収録設備保守管理業務従事者			

月	日	曜	昼夜	劇場	上演種目	作業	CAM	運用	編集	保守	カメラ	備品	運搬
4	25	土	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
5	8	金	昼	代替	演芸	設営・本番	1	1			1	1	1
	9	土	昼			本番	1				1	1	
	10	日	昼	代替	演芸	本番・撤収	1	1			1	1	1
	20	水	昼夜	代替	文楽	下見・設営	2	1			2	2	1
	21	木	昼夜			テスト	2				2	2	
	22	金	昼夜			本番・撤収	2	1			2	2	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
6	5	金	昼	代替	邦楽	設営・テスト	1	1			1	1	1
	6	土	昼			本番・撤収	1	1			1	1	1
	13	土	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	17	水	昼	代替	歌舞伎鑑賞教室	下見・設営	2	1			2	2	1
	18	木	昼			テスト	2				2	2	
	19	金	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
7	4	土	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	12	日	昼	代替	歌舞伎鑑賞教室	下見・設営	2	1			2	2	1
	13	月	昼			テスト	2				2	2	
	14	火	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	24	金	昼	代替	雅楽	設営・テスト	2	1			2	2	1
	25	土	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	26	日	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
8	30	日	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
9	15	火	昼夜	代替	文楽鑑賞教室	下見・設営	2	1			2	2	1
	16	水	昼夜			テスト	2				2	2	
	17	木	昼夜			本番・撤収	2	1			2	2	1
	21	月	昼	代替	演芸	設営・本番	1	1			1	1	1
	22	火	昼			本番	1	1			1	1	
	23	水	昼	代替	演芸	本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
10	13	火	昼	代替	歌舞伎	下見・設営	2	1			2	2	1
	14	水	昼			テスト	2				2	2	
	15	木	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	16	金	昼	代替	声明	設営・テスト	2	1			2	2	1
	17	土	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	31	土	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
11	16	月	昼夜	代替	舞踊	設営・テスト	2	1			2	2	1
	17	火	昼夜			本番・撤収	2	1			2	2	
	運用・編集・保守							8	4	1			
12	15	火	昼夜	代替	文楽	下見・設営	2	1			2	2	1
	16	水	昼夜			テスト	2				2	2	
	17	木	昼夜			本番・撤収	2	1			2	2	1
	未定	未定	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
1	2	土	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	20	水	昼	代替	歌舞伎	下見・設営	2	1			2	2	1
	21	木	昼			テスト	2				2	2	
	22	金	昼	代替	民俗芸能	本番・撤収	2	1			2	2	1
	29	金	昼			設営・テスト	2	1			2	2	1
	30	土	昼			本番	2				2	2	
	31	日	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	未定	未定	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			
2	22	月	昼夜	代替	文楽	下見・設営	2	1			2	2	1
	23	火	昼夜			テスト	2				2	2	
	24	水	昼夜			本番・撤収	2	1			2	2	1
	未定	未定	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守							8	4	1			

3	未定	未定	昼	代替	舞踊	設営・テスト	2	1			2	2	1
	未定	未定	昼			本番・撤収	2	1			2	2	1
	未定	未定	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	未定	未定	昼	代替	演芸	設営・本番・撤収	1	1			1	1	1
	運用・編集・保守						8	4	1				
<b>合計</b>							<b>90</b>	<b>141</b>	<b>48</b>	<b>12</b>	<b>90</b>	<b>90</b>	<b>44</b>

CAM：公演記録映像収録業務従事者

カメラ：借用する収録用撮影カメラ

運用：公演記録映像収録設備運用業務従事者

備品：レンズ・三脚・ケーブルなど撮影カメラの必要備品

編集：公演記録映像編集業務従事者

運搬：借用機材の運搬

保守：公演記録映像収録設備保守管理業務従事者

## 劇場別駐車場料金想定表

## ●劇場別駐車料金一覧

※いずれも一台当たり。消費税等込み。

・大和田伝承ホール	無料
・シアター1010	無料
・江東区文化センター	無料
・大田区民ホールアリコ	@200円/30分 ※最大@1,800円/1日
・サンパール荒川	無料
・新国立劇場	@300円/30分 ※最大@2,000円/1日
・北とぴあ	@200円/30分
・東京芸術劇場	無料
・深川江戸資料館	無料
・神奈川芸術劇場	最初の30分は@240円、以後@230円/30分 ※最大@1,500円/1日（平日料金）

## ●駐車場使用日数想定表

月	劇場名	公演名	日
4月	大和田伝承ホール	演芸公演	1
5月	シアター1010	文楽公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	2
6月	サンパール荒川	歌舞伎鑑賞教室	2
	江東区文化センター	邦楽公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	1
7月	大田区民ホール	歌舞伎鑑賞教室	2
	北とぴあ	雅楽公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	2
8月	大和田伝承ホール	演芸公演	1
9月	江東区文化センター	文楽鑑賞教室	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	2
10月	新国立劇場中劇場	歌舞伎公演	2
	江東区文化センター	声明公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	1
11月	国立能楽堂	舞踊公演	2
12月	東京芸術劇場	文楽公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	1
1月	新国立劇場中劇場	歌舞伎公演	2
	新国立劇場小劇場	民俗芸能公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	2
2月	神奈川芸術劇場	文楽公演	2
	大和田伝承ホール	演芸公演	1
3月	未定	舞踊公演	2
	未定	演芸公演	1
	大和田伝承ホール	演芸公演	1